

四半期報告書

(平成24年度第3四半期)

自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日

三菱自動車工業株式会社

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21
2 役員の状況	22

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	24
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	26
四半期連結損益計算書	26
四半期連結包括利益計算書	27
2 その他	34

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月12日
【四半期会計期間】 平成24年度第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】 三菱自動車工業株式会社
【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については
 総務部長 南村 章）
【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目33番8号
【電話番号】 (03) 3456-1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】 連結経理部長 落合 啓二
（「第一部第3提出会社の状況」に関する事項については
 総務部長 南村 章）
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成23年度 第3四半期 連結累計期間	平成24年度 第3四半期 連結累計期間	平成23年度
会計期間		自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高	百万円	1,293,112	1,282,629	1,807,293
経常損益	百万円	28,949	52,366	60,904
四半期(当期)純損益	百万円	13,625	17,343	23,928
四半期包括利益又は包括利益	百万円	△11,641	35,991	20,556
純資産額	百万円	233,241	300,099	265,620
総資産額	百万円	1,248,083	1,302,382	1,321,306
1株当たり四半期(当期) 純損益金額	円	2.46	3.07	4.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	円	1.37	1.70	2.40
自己資本比率	%	18.04	22.23	19.45

回次		平成23年度 第3四半期 連結会計期間	平成24年度 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純損益金額	円	0.55	△2.34

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
 2. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む主な事業内容の変更及び主要な関係会社の異動については、以下のとおりである。

(自動車)

①日本

平成24年12月に、国内部用品事業の再編を行った。この再編は、当社グループ内における部用品関連業務の再配置を通じ、部用品の流通の合理化や、在庫管理の強化、販促施策の浸透と徹底、集中購買などを実現することにより、国内部用品事業の経営効率を高めることを目的とするもので、この再編により以下の連結子会社が合併、消滅した。

存続会社	消滅会社
三菱自動車ロジテクノ株式会社	三菱自動車部品販売株式会社
三菱自動車エンジニアリング株式会社	三菱自動車カーライフプロダクツ株式会社

②欧州

平成24年12月に、欧州の生産子会社であったネザーランズ・カー・ビー・ブイ（所在地：オランダ）の全株式をブイ・ディー・レイルト・ブヘア・ビー・ブイ（ブイ・ディー・エル・グループ・ビー・ブイ100%出資、所在地：オランダ）に譲渡した。これにより、当社グループは、欧州における自動車の生産事業から撤退した。

③アジア

平成24年9月に、中国における自動車の製造・販売拠点として、新合弁会社広汽三菱汽車有限公司を設立し、営業を開始した。また、11月からは、新型車『ASX（日本名：『RVR』）』の生産を開始した。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」から重要な変更があった事項は以下の通りである。

なお、文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものである。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものである。

(12) 訴訟等の影響

当社グループが、事業を遂行していく上で、取引先や第三者との間で訴訟等が発生する可能性がある。また、係争中の法的手続に対する判決等が当社の主張、予測と異なる結果となる場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

当社は、平成22年2月20日、当社のエジプトにおける旧販売会社であるMASRIA Co., Ltd（以下、「原告」）から、当社による同社との販売店契約の解約について、9億米ドルの損害賠償請求を含む訴訟を提起されている。これにつき平成22年10月26日に第一審裁判所、平成24年7月3日に控訴審裁判所のそれぞれにおいて当社勝訴の判決があったが、原告がこれに対し、平成24年7月21日付で上告したため、本件は上告審で係属中である。

当社による解約通知は販売店契約に従ってなされた合法的なものであり、原告の請求原因には合理性がないことなどから、現時点において、本訴訟は当社の業績に重大な影響を及ぼすものではないと判断している。

2【経営上の重要な契約等】

- (1) 当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に係る機関決定及び新規締結はない。
- (2) 当第3四半期連結会計期間において、変更及び終了した経営上の重要な契約は次のとおりである。

当社、クライスラーグループ エルエルシー、現代自動車株式会社間にて締結した平成14年5月5日付、グローバルエンジニアライアンス エルエルシーを米国に設立し、直列4気筒ガソリンエンジンを共同開発する契約は、平成24年12月31日に期間満了により終了した。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の自動車業界を取り巻く事業環境は、引き続き厳しいものだったが、足元では明るい兆しも見えてきている。ユーロ圏経済は、欧州信用不安の悪影響により厳しい状態が続いているものの、昨年夏以降当局が打ち出した政策対応により、金融マーケットは徐々に落ち着きを取り戻しつつある。また、米国経済はこのところ回復傾向を辿っており、中国経済も改善の兆しを見せている。更には、長引く超円高も是正の方向に向かいつつあった。

このような事業環境の中、当第3四半期連結累計期間の当社グループの業績について、まず売上高は、卸売台数は増加したものの、ユーロ・豪ドルの円高影響などを受け、1兆2,826億円（前年同期比△105億円、同△1%）となった。営業利益は、為替の円高影響のほか、新型車投入に伴う広告宣伝費など販売費増加や、昨年12月に発動した軽自動車リコールなど市場措置費用の増加はあったが、アセアン地域の好調を受けた台数・車種構成等の改善や、資材費などコスト低減の着実な進捗により、409億円（前年同期比+24億円、同+6%）となった。経常利益は為替差損益のプラスなどにより、524億円（前年同期比+235億円、同+81%）となり、純利益は特別損失として欧州生産事業子会社の株式売却損を計上したこともあり、173億円（前年同期比+37億円、同+27%）となった。

販売台数（小売）は、アジア・その他地域が前年同期を上回ったものの、日本や北米、欧州は前年同期を下回り、合計で724千台（前年同期比△31千台、同△4%）となった。

地域別には、日本では、昨年8月に新型『ミラージュ』と同10月に新型『アウトランダー』を発売したが、軽自動車の販売が振るわず、92千台（前年同期比△11千台、同△11%）となった。北米では、昨年7月に現地生産を開始した『アウトランダースポーツ』（日本名：『RVR』）の米国での販売が前年を上回ったものの、2011年8月に生産を終了した米国市場向けモデル『エクリプス』、『エクリプススピайдー』、『エンデバー』の販売が減少したことなどから、地域合計では62千台（前年同期比△20千台、同△24%）となった。欧州では、ロシアで昨年7月に発売した新型『アウトランダー』の投入もあり堅調に推移する一方で、総需要が低迷している西欧地域での販売が前年を大きく下回る結果となったことから、地域全体では135千台（前年同期比△39千台、同△22%）となった。アジア・その他地域では、中国での販売減少影響が大きかったものの、引き続き好調なアセアン地域に支えられ、地域全体で435千台（前年同期比+39千台、同+10%）となった。

当社の報告セグメントの業績は次のとおりである。

① 自動車

当第3四半期連結累計期間における自動車事業に係る売上高は、為替の円高影響などにより、1兆2,753億円（前年同期比△101億円、同△1%）となったものの、営業利益は、390億円（前年同期比+32億円）となつた。

② 金融

当第3四半期連結累計期間における金融事業に係る売上高は、73億円（前年同期比△5億円、同△6%）となり、営業利益は19億円（前年同期比△9億円）となった。

当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分したセグメントの業績（注）は次のとおりである。

① 日本

売上台数の減少により売上高は減少し1兆490億円（前年同期比△405億円、同△4%）となり、営業損益は116億円の損失（前年同期比△142億円）となった。

② 北米

売上台数の減少により売上高は減少し1,192億円（前年同期比△184億円、同△13%）となり、営業損益は44億円の損失（前年同期比△58億円）となった。

③ 欧州

売上台数の減少により売上高は減少し874億円（前年同期比△738億円、同△46%）となったものの、営業損益はSUV車種の利益改善などにより99億円の利益（前年同期比+39億円）となった。

④ アジア・オセアニア・その他地域

アセアン地域の売上台数の増加などにより売上高は増加し6,051億円（前年同期比+1,611億円、同+36%）となり、営業損益は498億円の利益（前年同期比+168億円）となった。

（注）売上台数及び売上高、営業損益は連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）の補足情報の内容を記載している。具体的には、日本については当社及び国内連結子会社、海外については、各地域に所在する海外連結子会社の業績を説明している。

（2）財政状態

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1兆3,024億円（前年度末比△189億円）となった。そのうち、売上債権は季節変動要因などにより915億円（前年度末比△547億円）となり、棚卸資産が新型車発売に備えた初期配備などにより2,318億円（前年度末比+443億円）となった。負債合計は1兆23億円（前年度末比△534億円）となり、そのうち有利子負債残高は、資金効率を考え3,170億円（前年度末比△311億円）に圧縮している。純資産は、当期利益の計上に加え期末為替レートの変動により評価・換算差額が増加したことなどから、前年度末比345億円増の3,001億円となった。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社は平成24年12月19日に、軽自動車エンジンのオイル漏れ不具合に關し、4回目となるリコールの届け出を行い、国土交通省から厳重注意を受けた。

本件の届出に先立ち、当社は外部の弁護士による調査委員会を設置して検証作業を行った結果、法令違反はなかったものの、いくつかの取り組むべき課題が明らかになった。当社としてこの事実を重く受け止め、猛省するとともに、国土交通省に報告した改善施策を早急に実施する。また、当社の品質方針に掲げている「コンプライアンス第一」「安全第一」「お客様第一」の原点に立ち戻り、全社を挙げて社会からの信頼回復に全力を尽くすとともに、中期経営計画「ジャンプ2013」の2年目としての目標を達成していく所存である。

（4）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、26,687百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	438,000
B種優先株式	374,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,597,000

(注) 「発行可能株式総数」欄には、平成24年12月31日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月12日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,007,761,373	6,007,761,373	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
第1回 A種優先株式 (注)2	65,000	65,000	—	単元株式数 1株 (注)3, 4, 5, 10, 11, 12
第1回 G種優先株式 (注)2	130,000	130,000	—	単元株式数 1株 (注)3, 4, 6, 10, 11, 12
第2回 G種優先株式 (注)2	168,393	168,393	—	単元株式数 1株 (注)3, 4, 7, 10, 11, 12
第3回 G種優先株式 (注)2	10,200	10,200	—	単元株式数 1株 (注)3, 4, 8, 10, 11, 12
第4回 G種優先株式 (注)2	30,000	30,000	—	単元株式数 1株 (注)3, 4, 9, 10, 11, 12
計	6,008,164,966	6,008,164,966	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年2月1日からこの四半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換による増減は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
3. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額（転換価額）が下方に修正された場合、取得請求権（転換請求権）の行使により交付される普通株式数が増加する。なお、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、取得価額（転換価額）、下限取得価額（下限転換価額）及び上限取得価額（上限転換価額）について所定の調整が行われることがある。

(2) 取得価額（転換価額）の修正の基準及び頻度

①修正の基準

転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値

②修正の頻度(該当日が営業日でない場合には翌営業日)

第1回A種優先株式：平成17年10月1日から平成26年6月10日までの毎月10日

第1回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第2回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第3回G種優先株式：平成17年10月1日以降のうち、毎月10日

第4回G種優先株式：平成19年10月1日以降のうち、毎月10日

(3) 取得価額（転換価額）の下限及び取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

①取得価額（転換価額）の下限

第1回A種優先株式：54円

第1回G種優先株式：52円

第2回G種優先株式：71円

第3回G種優先株式：69円

第4回G種優先株式：77円

②取得請求権（転換請求権）の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

第1回A種優先株式：1,203,703,703株

（平成24年12月31日現在における第1回A種優先株式の発行済株式総数65,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の20.03%）

第1回G種優先株式：2,500,000,000株

（平成24年12月31日現在における第1回G種優先株式の発行済株式総数130,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の41.61%）

第2回G種優先株式：2,371,732,394株

（平成24年12月31日現在における第2回G種優先株式の発行済株式総数168,393株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の39.47%）

第3回G種優先株式：147,826,086株

（平成24年12月31日現在における第3回G種優先株式の発行済株式総数10,200株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の2.46%）

第4回G種優先株式：389,610,389株

（平成24年12月31日現在における第4回G種優先株式の発行済株式総数30,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済み株式総数の6.48%）

(4) 当社の決定による第1回A種優先株式及び第1～4回G種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項

第1回A種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項がある。

第1～4回G種優先株式については、当該優先株式の全部の取得を可能とする強制転換条項はない。

4. 第1回A種優先株式、第1～4回G種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりである。

(1) 権利の行使に関する事項について所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはない。

5. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合には、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、第1回A種優先株主が有する第1回A種優先株式を取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下、当社がある種類の株式を取得し、それと引換えに当社の他の種類の株式を交付することを「転換」という。）を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回A種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} + \frac{\text{普通株式数}}{\text{自己株式数}})} \times \frac{1\text{株当たりの}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回A種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第1回A種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)①の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金額相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

6. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第1回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額もって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新規発行} \\ (\text{既発行普通株式数} + \text{普通株式数}) \times \text{1株当たりの} \\ - \text{自己株式数}) \\ \hline \text{1株当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{c} (\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数} \end{array}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第1回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第1回G種優先株式の払込金額相当額の総額}} \text{転換価額}$$

7. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録した第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行}}{\text{(既発行普通株式数} + \frac{\text{1株当たりの}}{\text{普通株式数}} \times \text{払込金額)}}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \frac{-\text{自己株式数}}{\text{(既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第2回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出した}}{\text{第2回G種優先株式の払込金額相当額の総額}} \\ \text{転換価額}$$

8. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合には、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剩余授権株式数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、（II）剩余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第3回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金額相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

9. 第4回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

当社は、定款第44条に定める期末配当金の支払いを行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（1）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき各事業年度において以下に定める第4回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する事業年度までは、第4回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する事業年度以降は、第4回G種優先配当金の額は50,000円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、第4回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第45条に定める中間配当金の支払いを行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（2）の定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき、第4回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第4回G種優先中間配当金が支払われた場合には、第4回G種優先配当金の支払いは、当該第4回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、かつ下記（注）10（3）に定める支払順位に従い、第4回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第4回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第4回G種優先株主又は第4回G種優先登録株式質権者には、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当て又は同法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 議決権

第4回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換請求権

第4回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第4回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記①に定める各転換請求可能日において、剰余授権株式数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第4回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、（I）各第4回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第4回G種優先株式の数に、（II）剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第4回G種優先株式についてのみ、当該第4回G種優先株主の請求に基づくその有する第4回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第4回G種優先株式以外の転換請求にかかる第4回G種優先株式については、転換請求がなされなかつたものとみなす。

① 転換を請求し得べき期間

平成19年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

② 転換の条件

第4回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、258円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降の各転換請求可能日において、第4回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の30%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成18年1月31日以降、時価を下回る払込金額をもつて普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合をするときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により交付すべき普通株式の数

第4回G種優先株式の転換により交付すべき普通株式の数の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回G種優先株主が転換請求のために提出した第4回G種優先株式の発行価格の総額}}{\text{転換価額}}$$

10. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

11. 当社は、普通株式のほかに各種優先株式を発行しているが、単元株式数については、普通株式と各種優先株式の発行価額の差異等を勘案して、普通株式は1,000株、各種優先株式は1株としている。

また、議決権については、普通株式は議決権を有するが、各種優先株式は、その株主等が、剩余金の配当・残余財産の分配において普通株式の株主等に比し優先的な取扱いを受けることが予定されていること等を勘案して、法令に定める場合を除き、議決権を有しないこととしている。

12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第1回A種優先株式

	第3四半期会計期間 (平成24年10月1日から 平成24年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	4,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	57,971,013
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	69
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	65,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	639,802,843
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	101
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—

②第2回A種優先株式

	第3四半期会計期間 (平成24年10月1日から 平成24年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	17,100
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	237,324,080
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	72
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	35,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	436,673,428
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	80
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本 準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成24年10月1日 至平成24年12月31日 (注) 1.	普通株式 295,295,093 第1回A種優先株式 △4,000 第2回A種優先株式 △17,100	普通株式 6,007,761,373 第1回A種優先株式 65,000 第2回A種優先株式 — 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	657,355,060	—	433,202,060

(注) 1. 第1回A種優先株式の普通株式への転換により57,971,013株、第2回A種優先株式の普通株式への転換により237,324,080株増加した。

平成24年12月26日、第1回A種優先株式、第2回A種優先株式の取得請求権の行使に伴い自己所有となった第1回A種優先株式4,000株、第2回A種優先株式17,100株を消却した。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿により記載する。

①【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 69,000 第2回A種優先株式 17,100 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200 第4回G種優先株式 30,000	—	(注) 1.
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,194,000	—	単元株式数 1,000株 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,709,676,000 (注) 2.	5,709,676	同上
単元未満株式	普通株式 596,280 (注) 3.	—	同上
発行済株式総数	5,712,890,973	—	—
総株主の議決権	—	5,709,676	—

(注) 1. (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注) 2. ~ (注) 12. を参照。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式68,000株(議決権の数68個)が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式665株が含まれている。

②【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号	2,194,000	—	2,194,000	0.03
計	—	2,194,000	—	2,194,000	0.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次の通りである。

(1) 役員の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
(代表取締役) 取締役	取締役副社長(経営計画・ 国内営業改革担当) 経営企画・財務統括部門長	(代表取締役) 取締役	取締役副社長(経営計画担当) 経営企画・財務統括部門長	市川 秀	平成24年11月 1日
(代表取締役) 取締役	取締役副社長 ミツビシ・モーターズ・ ノース・アメリカ・インク 取締役会長	(代表取締役) 取締役	取締役副社長(コスト改革 担当) 商品戦略・事業化統括部門長 購買担当	上杉 雅勇	平成24年11月 1日
取締役	常務取締役(コスト改革担当) 企業倫理担当役員 CSR・管理・経理統括部門長 購買担当	取締役	常務取締役 企業倫理担当役員 CSR・管理・経理統括部門長	青砥 修一	平成24年11月 1日
取締役	商品戦略・事業化統括部門長 兼 開発統括部門長	取締役	開発統括部門長	中尾 龍吾	平成24年11月 1日

(注) 執行役員の異動は次の通りである。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
執行役員	広汽三菱汽車有限公司 取締役社長 兼 北アジア本部 中国生産プロジェクト チームリーダー	執行役員	北アジア本部 中国生産プロジェクト チームリーダー	辰巳 大助	平成24年 9月25日
執行役員	広汽三菱汽車有限公司 取締役社長	執行役員	広汽三菱汽車有限公司 取締役社長 兼 北アジア本部 中国生産プロジェクト チームリーダー	辰巳 大助	平成24年10月 1日
執行役員	第一海外営業統括部門長補佐	執行役員	ネザーランズ・カー・ ビー・ブイ 取締役会長 兼 C E O	三木 哲郎	平成24年12月14日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	平成23年連結会計年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	311, 631	303, 976
受取手形及び売掛金	※2 146, 182	※2 91, 523
商品及び製品	118, 788	166, 074
仕掛品	20, 088	33, 438
原材料及び貯蔵品	48, 586	32, 242
その他	121, 161	125, 494
貸倒引当金	△7, 263	△5, 722
流动資産合計	759, 175	747, 027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	77, 580	79, 376
機械装置及び運搬具（純額）	113, 112	131, 170
工具、器具及び備品（純額）	45, 956	47, 531
土地	99, 173	99, 301
建設仮勘定	40, 913	14, 464
有形固定資産合計	376, 736	371, 843
無形固定資産	11, 669	11, 135
投資その他の資産		
投資有価証券	72, 477	67, 076
その他	111, 709	115, 072
貸倒引当金	△10, 461	△9, 772
投資その他の資産合計	173, 724	172, 376
固定資産合計	562, 130	555, 355
資産合計	1, 321, 306	1, 302, 382

(単位：百万円)

	平成23年連結会計年度 (平成24年3月31日)	平成24年度 第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	317, 355	299, 300
短期借入金	186, 690	144, 856
未払金及び未払費用	99, 220	91, 003
未払法人税等	8, 792	6, 219
製品保証引当金	24, 753	26, 594
その他	66, 644	68, 995
流動負債合計	703, 457	636, 970
固定負債		
長期借入金	161, 390	172, 186
退職給付引当金	108, 602	111, 112
役員退職慰労引当金	912	906
その他	81, 323	81, 108
固定負債合計	352, 228	365, 312
負債合計	1, 055, 686	1, 002, 283
純資産の部		
株主資本		
資本金	657, 355	657, 355
資本剰余金	432, 666	432, 666
利益剰余金	△726, 028	△708, 685
自己株式	△15	△217
株主資本合計	363, 976	381, 118
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11, 327	4, 122
繰延ヘッジ損益	2, 232	5, 660
為替換算調整勘定	△120, 542	△101, 414
その他の包括利益累計額合計	△106, 982	△91, 631
少数株主持分	8, 626	10, 613
純資産合計	265, 620	300, 099
負債純資産合計	1, 321, 306	1, 302, 382

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成23年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	1,293,112	1,282,629
売上原価	1,067,865	1,046,333
売上総利益	225,246	236,296
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費及び販売促進費	45,303	50,708
運賃	31,448	31,516
貸倒引当金繰入額	△954	△374
役員報酬及び給料手当	43,881	45,108
退職給付引当金繰入額	2,889	3,694
減価償却費	6,801	6,393
研究開発費	25,104	26,687
その他	32,265	31,650
販売費及び一般管理費合計	186,740	195,383
営業利益又は営業損失(△)	38,505	40,912
営業外収益		
受取利息	2,662	2,496
持分法による投資利益	4,891	6,550
為替差益	—	11,555
その他	1,417	2,866
営業外収益合計	8,972	23,469
営業外費用		
支払利息	10,566	8,017
為替差損	6,071	—
その他	1,890	3,997
営業外費用合計	18,527	12,015
経常利益又は経常損失(△)	28,949	52,366
特別利益		
固定資産売却益	283	197
投資有価証券売却益	20	11,533
関係会社株式売却益	392	—
その他	2	137
特別利益合計	698	11,868
特別損失		
固定資産除却損	843	767
関係会社株式売却損	—	24,480
災害による損失	1,574	—
その他	374	473
特別損失合計	2,793	25,721
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	26,855	38,513
法人税等	10,765	18,449
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	16,090	20,064
少数株主利益	2,464	2,721
四半期純利益又は四半期純損失(△)	13,625	17,343

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	平成23年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失（△）	16,090	20,064
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	322	△7,190
繰延ヘッジ損益	△3,455	3,427
為替換算調整勘定	△22,158	18,607
持分法適用会社に対する持分相当額	△2,440	1,081
その他の包括利益合計	△27,731	15,926
四半期包括利益	△11,641	35,991
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,599	32,592
少数株主に係る四半期包括利益	1,957	3,399

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第3四半期連結会計期間より、ネザーランズ・カー・ビー・ブイは株式の売却により、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より、広汽三菱汽車有限公司は出資持分の取得により、持分法適用の範囲に含めている。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務等

(1) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容	平成24年度 第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)		
			被保証者	保証金額	被保証債務の内容
従業員	1,390百万円	(注)	ピーシーエムエー ・ルス・エルエル シー	11,892百万円	銀行借入金他
その他	658	銀行借入金他	従業員	1,207	(注)
			その他	568	銀行借入金他
計	2,049		計	13,667	

(注) 「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金

(2) 保証債務に準ずる債務

対象者	対象金額	対象債務の内容	平成24年度 第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)		
			対象者	対象金額	対象債務の内容
サフォーク・リー シング・インク	4,924百万円	(注)	サフォーク・リー シング・インク	3,159百万円	(注)
イーグル・ワイン グス・インダスト リーズ・インク	509	銀行借入金			
計	5,434		計	3,159	

(注) 米国子会社のリース契約に係わる賃貸人の少数出資者へ支払うべき残高である。

※2 受取手形及び売掛金からは、次の債権流動化による譲渡残高が除かれている。

債権流動化による譲渡残高	平成23年連結会計年度 (平成24年3月31日)		平成24年度 第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	
			7,000百万円	5,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成24年度第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

減価償却費	平成23年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)		平成24年度 第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	
			42,689百万円	39,316百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 平成23年度第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,285,327	7,784	1,293,112	—	1,293,112
(2) セグメント間の内部売上高	53	—	53	(53)	—
計	1,285,381	7,784	1,293,165	(53)	1,293,112
セグメント利益（又は損失）	35,758	2,800	38,558	(53)	38,505

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	250,998	141,797	346,524	282,499	117,436	153,856	1,293,112

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	780,343	133,588	105,789	137,243	117,436	18,711	1,293,112	—	1,293,112
(2) セグメント間の内部売上高	309,205	3,974	55,366	170,470	93	—	539,110	(539,110)	—
計	1,089,549	137,563	161,156	307,713	117,529	18,711	1,832,222	(539,110)	1,293,112
営業利益 (又は営業損失)	2,584	1,411	5,953	31,496	563	918	42,928	(4,422)	38,505

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

II 平成24年度第3四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益（又は損失）の金額に関する情報

(単位：百万円)

	自動車	金融	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,275,287	7,342	1,282,629	—	1,282,629
(2) セグメント間の内部売上高	(4)	—	(4)	4	—
計	1,275,282	7,342	1,282,624	4	1,282,629
セグメント利益（又は損失）	39,046	1,861	40,907	4	40,912

(注) 1. セグメント利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去によるものである。

2. セグメント利益（又は損失）は、四半期連結損益計算書の営業利益（又は営業損失）と一致している。

(地域に関する補足情報)

1. 外部顧客の所在地を基礎として区分した外部顧客に対する売上高

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計
売上高							
外部顧客に対する売上高	225,758	112,377	298,214	364,668	109,027	172,582	1,282,629

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、イタリア、ドイツ、ロシア、ウクライナ
- (3) アジア・・・・・タイ、マレーシア、台湾、中国
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

2. 当社及び連結子会社の所在地を基礎として区分した売上高及び営業利益（又は営業損失）

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジア	オセアニア	その他	計	消去又は全社	連結
売上高									
(1) 外部顧客に対する売上高	754,071	101,988	58,258	240,168	109,027	19,114	1,282,629	—	1,282,629
(2) セグメント間の内部売上高	294,903	17,224	29,152	236,665	80	—	578,027	(578,027)	—
計	1,048,975	119,213	87,411	476,833	109,108	19,114	1,860,656	(578,027)	1,282,629
営業利益 (又は営業損失)	(11,593)	(4,375)	9,886	51,252	(1,967)	542	43,745	(2,832)	40,912

(注) 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米・・・・・米国
- (2) 欧州・・・・・オランダ、ドイツ、ロシア
- (3) アジア・・・・・タイ、フィリピン
- (4) オセアニア・・・・オーストラリア、ニュージーランド
- (5) その他・・・・・U.A.E.、ペルトリコ

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

ブイ・ディー・レイルト・ブヘア・ビー・ブイ

(2) 分離した事業の内容

自動車及び部品の製造事業

(3) 事業分離を行った主な理由

自動車事業を取り巻く大きな環境変化の中で、全世界での生産体制を見直した結果、当社の欧州生産子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイに平成25年以降の新たな生産車両を投入しないことを決定した。その後、平成25年以降のネザーランズ・カー・ビー・ブイの存続の可否について、ネザーランズ・カー・ビー・ブイの現従業員を全員引き継ぐことを最優先に協議を続けた結果、ネザーランズ・カー・ビー・ブイの全株式をブイ・ディー・レイルト・ブヘア・ビー・ブイ（ブイ・ディー・エル・グループ・ビー・ブイ 100%出資）に譲渡することとした。

(4) 事業分離日

平成24年12月14日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損失の金額

24,298百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	26,091百万円
固定資産	68
資産合計	26,159
流動負債	6,453
固定負債	2,169
負債合計	8,623

(3) 会計処理

ネザーランズ・カー・ビー・ブイの連結上の帳簿価額と、売却価額との差額を特別損失の関係会社株式売却損に計上している。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

自動車

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	13,878百万円
営業利益	△3,420

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成23年度第3四半期 連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	平成24年度第3四半期 連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	2円46銭	3円7銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	13,625	17,343
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	13,625	17,343
普通株式の期中平均株式数（千株）	5,537,864	5,657,367
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	1円37銭	1円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	4,421,266	4,561,734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—————	—————

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2 【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂本 満夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武内 清信 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野 友裕 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長益子修は、当社の平成24年度第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認した。

2 【特記事項】

特記すべき事項はない。